介護保険住宅改修の事前・事後申請時における必要書類一覧表

R6.1作成

【事前申請】

　①住宅改修費支給申請書

・石岡市ホームページに掲載あり

　　・受領委任払い希望時は、受領委任払い用の申請書

　　・日付は事後申請時の日付となるため、事前申請時は空欄

　②理由書

・石岡市ホームページに掲載あり

　　・有資格者（ケアマネジャー、福祉住環境コーディネーター2級以上等）が作成可

　③平面図

　　・任意様式

　　・生活動線が分かるように作成

　　・住宅改修予定の住宅の見取り図に、工事内容が分かるように記入

　④着工前の写真

　　・任意様式

　　・撮影日が分かるよう、写真に日付をいれる

　⑤見積書

　　・任意様式

　　・住宅改修の対象・対象外が分かるよう記載

　⑥承諾書

　　・石岡市ホームページに掲載あり

　　・住宅改修する住宅が本人の持ち家であれば提出不要

　　・承諾者の押印が必要

【事後申請】

　①～⑥は、事前申請時に返却した書類一式を事後申請時に提出

　⑦着工後の写真

　　・任意様式（着工前の写真と比較ができるように作成）

　　・撮影日が分かるよう、写真に日付をいれる

　⑧領収書

　　・任意様式

　　・宛先は住宅改修利用者本人

　　・但し書きは、住宅改修の内容を記載